

静岡県石油コンビナート等防災計画修正の概要

1 要 旨

石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第31条に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止に関する総合的な施策の推進を図り、もって特別防災区域に係る災害から県民の生命、身体及び財産を保護することを目的として作成される防災計画である。

本県の防災計画は、昭和52年度に策定し、必要に応じて法改正や防災アセスメント調査結果に基づく修正等を行ってきたが、今般、令和元年5月31日に変更された南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、必要事項に対する修正を行う。

2 石油コンビナート等防災計画

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の規定により石油コンビナート等防災本部（本部長：知事）が作成する石油コンビナート等の防災対策に係る総合的かつ基本的な計画である。

本県では、清水港北側に位置する臨海工業地帯の一部が、県内で唯一、石油コンビナート等特別防災区域^{*}に指定されており、この区域における事故や地震・津波等により生ずる災害の防止に関し、特定事業者、国、県、市、その他防災関係機関等が一体となり実施すべき業務を静岡県石油コンビナート等防災計画に定めている。

※ 名 称	清水地区石油コンビナート等特別防災区域
指定年月日	昭和51年7月14日
面 積	113.8万平方メートル
構成事業所	12事業所

3 主な修正の概要

(1) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正

令和元年5月31日に中央防災会議において、南海トラフ地震防災対策推進基本計画が変更された。これに伴い改定された静岡県地域防災計画の内容を踏まえて、「南海トラフ地震臨時情報」が気象庁より発表された場合における、特別防災区域内の関係機関の措置等について追加する。

(2) 第5次地方分権一括法による指定市への権限移譲に伴う修正

平成27年6月19日に成立した第5次地方分権一括法により、平成30年4月から高压ガス保安法に係る事務が指定市へ権限移譲された。これに伴い、高压ガス施設に対する指導及び立入検査等の実施者の記載を、県から市へ修正する。

(3) 特別防災区域の概況について数値等時点修正

(4) 特定事業所、防災関係機関等について時点修正